



会津農林事務所農業振興普及部だより

Vol. 262(平成29年2月15日発行)

編集・発行 ■ 会津農林事務所農業振興普及部	農業振興課 0242-29-5303
住 所 ■ 〒963-8501	地域農業推進課 29-5306
会津若松市追手町7-5	経営支援課 29-5307
H P ■ www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36240a/	有機農業担当 29-5317



現地研修の様子

平成28年11月1日(火) 2日(水)、いわき市のスパリゾートハワイアンズにおいて、第47回東北農村青年会議福島県大会が開催されました。福島県からは、あいづ農業青年クラブの貝沼氏(会津若松市)が「シクラメンのケイ酸カリの使用方法の違いによる品質の改善について」と題し、プロジェクト発表を行いました。今回は惜しくも、受賞を逃したものの、貝沼氏は、「今後も品種や資材などを再検討し、品質改善や効率化に取り組みたい」と、自らの農業経営の改善にとても意欲的でした。



活動成果発表中の貝沼氏(中央)

東北農村青年会議福島県大会が開催されました!

また、各県からも活発にプロジェクト発表や意見発表が行われたほか、県内高校生による6次化商品の成果発表会、交流会での他県農業者との意見交換、現地研修などが実施され、参加者は活発に意見を交わしていました。

このように、本大会は未来を担う農業青年にとって刺激を受ける良い機会になりました。



手代木浩美氏アレンジの花束

第57回福島県農業賞(農業経営改善部門)を受賞した会津若松市北会津町の手代木淳・浩美ご夫妻の受賞祝賀会が、11月25日(金)に会津若松ワシントンホテルで開催されました。

手代木ご夫妻は、昭和58年の結婚を機に、安定した農業経営を実現するため、いちごやトルコギキョウの栽培を開始しました。平成19年の長男就農後は、家族経営協定を締結し、各人が担当品目を持ち、積極的な経営改善に取り組むとともに、いちご生産部会・花卉生産部会、国際農友会会津支部会長、市認定農業者協

手代木淳・浩美ご夫妻「福島県農業賞」を受賞



手代木ご夫妻 受賞の様子

議会幹事を務め、地域農業の担い手育成に貢献していることが高く評価され、今回の受賞となりました。

淳さんからは、「家族をはじめ、仲間がいたからできたこと。今後も力を尽くしたい。」との謝辞がありました。

祝賀会会場は、あいづ花卉部会の部会員の手で作られた多様な切り花で飾られ、とても華やかな中、手代木夫妻の人柄を現すように、終始、和やかで温かく、出席者の笑みの絶えない時間となりました。

県の枠を超えた女性指導農業士の情報交換会開催

平成28年11月29日から30日にかけて、会津地方指導農業士会（会長・高久博行氏、会員39名）の女性会員8名と秋田県の女性指導農業士の情報交換会が会津若松市等で開催されました。

30日は会津若松市内の、県指導農業士会・白井康友会長の直売所とイチゴハウス等の現地見学や情報交換会が実施されました。



白井氏直売所での見学



県域を越えた女性指導農業士の情報交換会

現地見学では白井氏のリンゴの生産・販売状況について、また、情報交換会では、米の全量全袋検査や県産農産物の放射性物質モニタリングの取組み等について情報交換が行われました。

秋田県の女性指導農業士は、震災から6年目を迎える現在でも福島県産農産物を取り巻く厳しい情勢について、熱心に話を聞いていました。

また、本県と秋田県各々の指導農業士の活動についても相互に理解を深めました。

サル・シカ被害防止対策研修会を行いました

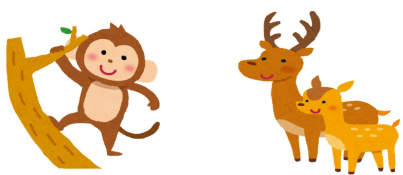
近年、会津地方においてもニホンザルやニホンシカの日撃情報や農作物被害が多数報告されており、今後、生息域と被害の拡大が懸念されています。

このため、平成28年11月29日、サルとシカの生態や被害状況を把握し、効果的な対策を行うための知識を習得することを目的に、農業者等を対象とした研修会を開催しました。

研修会では、喜多方市板の沢地区のサル対策の取組が紹介されました。対策が成功した秘訣は、地区住民が地区の宝である板の沢土手カボチャを販売し、「地域活性化したい！」という目標に向かって実施した活動を振り返り、ひとつひとつ改善していったことです。



全員で記念撮影



ニホンシカ被害対策について説明する奥田氏

ニホンシカについては、積雪の減少や狩猟規制により全国的に生息域が拡大しており、本県でも被害が発生していることが報告されました。高繁殖力、低死亡率のため個体数が増加しやすく、また、嗜好性を変化させ植物を食べ尽くすため生態系を崩壊させる危険性が高い動物です。

今後、急激な被害拡大が懸念されるため、早急な対策が求められています。

被害防止対策に関しては、市町村や会津農林事務所農業振興普及部経営支援課までご相談ください。

アスパラガス生産振興大会が開催されました

平成28年11月16日（火）、ルネッサンス中の島で、JA会津よつば発足後初のアスパラガス生産振興大会が開催され、生産者や関係者等約250名が出席しました。

当日は、JA4地区の生産者とJA職員的事例発表が行あり、各地区の特色あるアスパラガス栽培の取組みが紹介されました。

また、アグリ技研（株）の吉村敏弘氏より、「アスパラガス多収に向けた施肥管理について」と題した講演がありました。

アスパラガスの蒸散量を考慮した水管理や収穫期間終了から茎葉刈り取りまでの液肥、立茎50〜60日後の摘芯が養分の消費を抑え、多収に効果的であることなどの説明がありました。

その後、JA取扱高10億円達成祝賀会が開催



吉村氏のご講演の様子
 や高橋正敏連
 絡協議会長よ
 り、次年度の
 アスパラガス
 生産や新興に
 対する力強い
 意気込みが語
 られました。

会津地方花き振興セミナーを開催しました

平成28年12月13日（火）、福島県農業共済組合会津支所（湯川村）で会津地方花き振興セミナーを開催しました。

近年、盛夏期の高温によって、花きの生育が前進化しており、計画出荷が難しくなっています。



電照技術について説明する鈴木研究員

ました。

また、農業振興普及部は「ふくしまからはじめよう。攻めの農業技術革新事業」を活用した、「エアーハウスとLED電照による長期安定出荷の実証」の事例を報告しました。

「電照」については、なじみのない生産者も多かったため、最新の研究や現地への導入等について情報提供する良い機会となりました。

電照などの様々な技術について、農業振興普及部経営支援課では随時ご相談に対応いたします。

飼料用米に取り組んでみませんか？

28年産米は、全国で飼料用米など非主食用米への転換が進み、主食用米の超過作付が2年連続で解消されたことから、米価の一定程度の回復がみられました。

県内でも飼料用米は約5,500haと大きく増加し、農業振興普及部管内も116haの取組がありました。

主食用米の需要が毎年8万tのペースで減少する中、超過作付となれば需給が過剰となり、すぐに米価は下落してしまいます。

一方、飼料用米は今後も需要が見込まれ、交付金の活用により主食用米と遜色ない収入となることや水田の維持が可能となることなどのメリットがあります。

この機会に是非、飼料用米に取り組んでみてはいかがでしょうか。



平成29年度の水田活用の直接支払交付金(飼料用米)

支援内容		交付単価(見込み)
戦略作物助成 (数量払助成)		収量に応じ、55,000～105,000円/10a
産地 交付金	一般品種	9,500円/10a以内(作付面積実績により減額調整)
	多収品種	12,000円/10a

※市町村による上乘せがある場合があります。

「GAP（農業生産工程管理）」をご存知ですか？

現在、2020年に開催される東京オリンピックでは、食材の調達基準として、第三者認証GAP（JGAP、GLOBALGAP）取得が要件として検討されています。

さてGAPとは何でしょうか？

GAPとは、農業生産を行う際の様々なリスク（食中毒、残留農薬、農作業中の事故、環境汚染等）を評価して、計画・実行することで農産物と労働者の安全を確保しようとする活動のことです。

また、現在の作業内容を見直し、効率化を図ることが経営改善にもつながります。

GAPにはいくつかの種類がありますが、GAP導入による共通したメリットは、主に以下の4つです。

（1）経営改善

（作業の明確化・改善、不要な支出の削減等）

（2）農産物の安全性向上

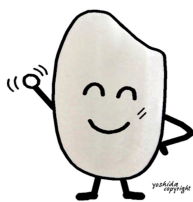
（食中毒、放射性物質、異物混入、残留農薬等）

（3）労働安全の確保

（作業中の事故の回避等）

（4）記録を作成することによる信頼性の向上

第三者認証GAPの導入を支援（認証費用、研修費用、マニュアル作成に係る費用等）するための補助事業もありますので、興味がある方は是非農業振興普及部へご相談ください。



農業経営の改善に向けて

補助事業に

取り組んでみませんか？

県は、農業に取り組む方を応援するため、様々な支援（補助事業）を行っています。

「機械やハウス等を導入して規模拡大を図り、所得向上に繋げたい」など事業に関心のある方は会津農林事務所農業振興普及部農業振興課もしくは最寄りの市町村、JAにお問い合わせください！



青色申告を始めましょう！

○政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入を決定しました。

○収入保険制度への加入は、原則として5年以上の青色申告実績がある農業者を対象としています。加入申請時に1年分の実績があれば加入できます。

○制度開始時に加入するには、確定申告を青色申告により行っておく必要があります。

○新たに青色申告を始める個人の場合、平成29年3月15日までに最寄りの税署へ「青色申告承認申請書」を提出すれば、平成29年分の所得から青色申告ができません。

○青色申告は、税制上のメリットもある制度ですので、早速、取り組んでみましょう！

※青色申告に関するお問い合わせは、最寄りの税務署までお願いします。

収入保険制度

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度

- ・価格低下も含めた収入減少を補填
- ・全ての農業経営品目を対象
- ・農業経営全体として加入

農業経営者ごとの収入を正確に把握することが、この制度の要

青色申告